

本書の活用にあたって

1 この一覧は、行政相談等の窓口を開設している行政機関、独立行政法人、特殊法人、地方公共団体及び民間団体を収録したものです。所在地、電話番号等は、平成31年2月20日現在となっております（それ以降の状況も可能な限り、補正しています。）。

2 行政機関については、本府省、関東甲信越を管轄とするブロック機関、群馬県内を管轄とする都府県単位機関等を、所在地が群馬県内にもないものも含めて、収録しています。独立行政法人、特殊法人についても同様に、本社（本部）、ブロック機関、出先機関を収録しています。

3 利用にあたっては、前半の分野別相談窓口を参照の上、後半の各機関等における管轄区域等も確認していただければと思います。なお、各機関等の該当ページは索引を活用願います。

また、相談分野のうち、災害被害の相談については、災害に被災されたことを想定し、制度の説明を中心に記載しています。

4 凡例

(1) 窓口の表記

機関等名、電話番号、郵便番号、所在地（各府省の場合は大臣官房等の所在地、独立行政法人等の場合は本部（社）所在地を示しています。）を記載し、（相談概要）として、相談概要、受付時間等を付しています。（注）とあるのは、編者注の略記です。

機関等の実施している出張相談、市町村等や行政相談委

員等公的な委員が設置している相談窓口については、消費生活センターなどの一部市町のみを設置されているものを除き、省略しています。

なお、受付時間は、明記に努めましたが、確認できなかった場合や同一名称で本府省・ブロック機関・都府県単位機関等で相談を受け付けており、各々の受付時間が相違する場合（例：政策評価情報の所在案内窓口）などは、明記していません。

また、具体的な窓口概要が不明の場合は、担当部課のみ記載しています。

(2) 同一窓口が複数の分野別相談に関係がある場合は、原則として1項目に記載し、その他の関係項目には該当ページの引用にとどめている場合があります。

(3) 管轄区域等

機関等のホームページの記載に沿って、管轄区域、受持区域、業務区域、所管区域などと記載し、根拠法令等の概念とは必ずしも一致していません。

また、管轄区域等は、都道府県名及び市町村名で記載していますが、市町村の一部区域を管轄している場合は、例外表記（国有土地改良事業の例：施設応急対策事業「赤城西麓地区」（前橋市、沼田市、渋川市、利根郡（昭和村））をしています。なお、合併前の旧町村の区域を示す場合は、「高崎市のうち吉井町」という表記をしています。

(4) 都県及び市町村の記載順

機関等のホームページの記載に沿って、管轄区域等の都県及び市町村名を記載したため、記載順が統一されていません。